

四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 2 4 日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第 1 9 号

四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

四日市市消防団員等公務災害補償条例（平成 1 4 年四日市市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（損害補償を受ける権利の保障）</p> <p>第 4 条 （略）</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。</p>	<p>（損害補償を受ける権利の保障）</p> <p>第 4 条 （略）</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。<u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

3 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 4 0 号）附則第 7 0 条第 1 項及び第 7 1 条第 1 項に規定する申込みに係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

（消防本部消防救急課）